

第 41 回接続委員会

日 時 平成 29 年 8 月 29 日（火） 11:00～11:45
場 所 総務省 10 階 1001 階会議室
出席者 接続委員会 相田主査、関口主査代理、
池田委員、佐藤委員、山下委員
総務省 古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、
藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
川野料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ・ 主査代理の指名について
 - 関口専門委員が主査代理として指名された。
- ・ 電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について
 - 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について調査が行われた。
 - 報告書（案）を形式修正の上、電気通信事業部会に報告することとなった。

<主査代理の指名について>

- ・ 電気通信事業部会決定第 2 号第 2 項第 4 号に基づき、相田主査より、関口専門委員が主査代理として指名された。

<電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について>

【主な発言等】

（山下委員）

改正案全体関係に対するソニーコミュニケーションズの意見（再意見 1-1）は、基本は賛成の内容だが、サブブランドの市場シェアがわかりにくいとの指摘がある。これに対して、どういった取組を考えているか。

（事務局）

電気通信市場検証会議においても同様の懸念が示されており、そちらで確認していきたい。

サブブランドが、別の会社であれば状況が分かるが、同一企業の別ブランドであると、その契約数などが分からないとの課題がある。引き続き調査することとしている。

(佐藤委員)

ソフトバンクやドコモなどから、規制の拡大について反対意見があったが、本省令改正は不可欠性や公正な競争などをポイントとしており、むやみに規制を拡大するということではなく、市場が萎縮するということでもない。

ドコモから「MVNOに係る様々な問題が顕在化」しているという意見があった（意見1-1）が、今後、競争上の問題が出てくるのか。何か具体的に上がっているか。

(事務局)

MVNO がサービス提供し、ユーザへの責任を負っている中で、MVNO にも消費者保護の課題があるということ意識されているのだと思う。

(関口委員)

接続料規則第4条第2項第3号の修正は、MNO へ配慮した形。SIM カードのソフト化によって物理的な SIM カードの提供に係る接続料への対応がなくなるのは自明の論理である。具体的には、いつ頃に実装されるのか。

(事務局)

具体的な時期は不明だが、第二種指定電気通信設備設置事業者の中には、自社顧客にソフト SIM を提供する動きがある。今後、第二種指定電気通信設備設置事業者から MVNO へのソフト SIM の提供により取得する金額が発生する場合を想定し、考え方2-1を示させていただいている。

(佐藤委員)

通常の設定であれば、接続料原価は管理費や減価償却費が占め、一年あたりのコストを需要で割って接続料が決まる。

一方、SIM カードは一枚当たりの調達コストが分かるため、今までのような方法によらない算定方法を規定することは理解。ただ、調達時期により、同じカードでも調達コストが異なるというようなこともあるのではないかと。遡及精算を行う必要はないこととしているが、今の接続料ルールと異なるので、運用していく上では、投資したが顧客が得られなかったなど、MVNO の事業予測に依る部分が出てくるのではないかと。

(事務局)

接続料は、これまで指定設備の費用に係るものばかりであったのは事実。SIM カードはそれと異なり、あたかも売り切るような費用負担の形となっており、貸与となっているものの再利用しないことがほとんどである。実態的にはベンダーに注文し、その調達費用に利潤を上乗せする。1回の調達時の代金により接続料を算定することが可能。複数回の代金を平均化する等の裁量は第二種指定電気通信設備設置事業者にある。

(佐藤委員)

接続料が明らかになり、調達コストを含めて比較できることで、料金の適正化が図られると思うが、自社の顧客との差別的な扱いはどうなるか。

(事務局)

今回の省令改正は、接続事業者へ SIM カードを貸与する際の料金の適正化の話。接続料算定の際に、同様の機能であれば自社分を含めたロットを用いて算定する等は考えられる。

(佐藤委員)

基本的には、もっともな計算で出てくるものだと思うので、賛成。

(池田委員)

市場検証会議にも出席しているが、同会議における調査の結果、今回の改正につながったということで、問題の早期発見と改善のサイクルがうまく回っていると思う。本日はその意味で重要な会議。市場の変化が激しいので、迅速に対応しており評価できる。

意見募集において、オープンな議論をしてもらいたいという意見が寄せられているが、市場検証会議では MVNO 側から問題点が上がっており、それらは第二種指定電気通信設備設置事業者と MVNO 双方からの意見を確認し対応しているのか。そのプロセスについて確認したい。

(事務局)

双方から状況確認を実施している。ご納得いただいたかは分からないが、ご意見を踏まえて改正案をまとめた。

(池田委員)

今回の考え方の記載方法では、改正の趣旨をまず明らかにした上で、次にその意見に触れており、今までのものよりも好感が持てる。

また、個人的な話だが、契約している携帯会社から、SIM 発行手数料をユーザに負担してもらうという通知が来た。今後、MNO が MVNO に費用負担を求めて、それがユーザに転嫁されることがあれば、MNO の接続料はより適正なものであることが必要だと思う。

(相田委員)

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会に対する接続委員会からの報告書として、添付される「意見と考え方」の範囲を確認したい。参考部分も接続委員会からの報告となるのか

(事務局)

参考部分は総務省の考え方である。接続委員会からの報告書の範囲を明確にすべく修正したい。

(山下委員)

MVNO への SIM カードの原価の転嫁が公明正大にできるとなると、第二種指定電気通信設備設置事業者は後で転嫁すればいいと考え、コスト意識が甘くなるのではないか。また、利潤は運転資本にかけるレートベースなので、運転資本を積み増す動機になるのではないか。MVNO からは、公正性と適正性を評価するという意見が並んでいるが、こういう観点もある。

(事務局)

SIM カードの料金はすでに設定されており、接続約款にも記載されていたが、その算定根拠が不明と言われていた。今回の省令改正でその料金の適正化が図られる。MVNO への転嫁により調達コストを下げるインセンティブが下がるという見方もあるかもしれないが、数値がおかしなものでないか比較できるように、それによる効果が期待される。

(相田委員)

SIM カードは、第二種指定電気通信設備事業者が自社サービスのために準備し、MVNO がそれと同一のものの提供を受けて使用していたのが、最近では MVNO の名前が入ったものを第二種指定電気通信設備事業者が準備し MVNO へ提供している例もある。そういった MVNO 専用 SIM をどれだけ用意するかという論点がある。

今般の省令改正で最終形というわけではないというのが感想。適切に動きを見て対応しないといけない。

それでは、9月1日に開催される電気通信事業部会には、当委員会の検討結果として、参考の部分は総務省の考え方とのかを明確化するよう報告書(案)を修正の上、報告することとしたい。

以上